

【倫理に関する規程】

<前文>

セカンドハーベスト・ジャパン（以下「この法人」という。）は、その設立の趣意に基づき、ホームレス、貧困者、高齢者、幼児、災害の被害者、およびその困窮する実態に陥る恐れのある人々に対して食事の提供及び生活支援の実施を目的として公益に資する活動を行い、もって社会全体の利益の増進に貢献することを使命とする。

この法人のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう努めなければならない。

<本文>

（社会的信用の維持）

第1条

この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第2条

この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

（法令等の遵守）

第3条

この法人は、法令や当団体の諸規定のみならず、一般的社会規範を遵守し、適正に事業を運営しなければならない。

- 2 役職員は、休眠預金活用法第17条第3項で規定されている宗教団体、政党、特定の公職の候補者、暴力団等に休眠預金等交付金に係る資金が活用されることのないように、細心の注意を払わなければならない。
- 3 この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。
- 4 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、コンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

(理事会の構成)

第4条

他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(私的利益追求の禁止)

第5条

役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

第6条、

役職員はすべての活動において、利益相反がないように、細心の注意を払わなければならない。

- 2 この法人は、理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いて行わなければならない。
- 3 この法人は、利益相反防止のため、役職員に対して別紙に掲げる行為を行わないよう指導するとともに定期的に自己申告させその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第7条

役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第8条

この法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第9条

この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第10条

この法人の役職員は、関係する社会的課題の解決促進のために、常に自己研鑽に努めなければならない。

(改廃)

第11条

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、2021年2月26日から施行する。
2. この規定は、2023年2月10日に改定する。

(別紙)

- 1 当団体からの支援を受ける可能性のある団体、又はこれらの団体になり得る団体等（以下「支援対象団体等」という。）の役員又はこれに準ずるものに就くこと。
- 2 支援対象団体等又はその役員若しくはこれに準ずるもの若しくは従業員から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとして提供される場合を含む。）を受けること。ただし、支援対象団体等又は助成対象団体等役職員から、これらの者の負担の有無にかかわらず、物品若しくは不動産を購入した若しくは貸与を受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価が無償又は著しく低いときは、相当な対価の額の金銭の贈与を受けたものとみなす。
- 3 支援対象団体等又は支援対象団体等役職員から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けは、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- 4 支援対象団体等又は支援対象団体等役職員から供給接待を受けること。
- 5 支援対象団体等役職員と共に旅行（当団体の業務に関連する場合を除く。）をすること。
- 6 支援対象団体等又は助成対象団体等役職員をして、第三者に対し前2号から5号に掲げる行為をさせること。

以上